

競争参加者の資格に関する公示

札幌（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年4月1日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順

(公印省略)

- 1 案件名 札幌（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務
- 2 履行場所 北海道札幌市
- 3 案件概要 本案件の概要は以下のとおり。

(1) 技術協力業務

ア 札幌（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務

※技術協力業務：業務内容 計画準備、技術協力業務（実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議）

イ 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月19日まで。

ウ 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(2) 対象施設

① 新設建物

庁舎新設（鉄筋コンクリート造 6階建/延べ面積約11,000㎡）ほか21棟（総延べ床面積約30,500㎡）

② 既設建物改修

#15教場改修（鉄筋コンクリート造 5階建/延べ面積約4,200㎡）ほか15棟（総延べ床面積約18,500㎡）

③ 既存建物解体

#101隊舎解体（鉄筋コンクリート造 4階建/延べ面積約3,700㎡）ほか42棟（総延べ床面積約29,100㎡）

④ 仮設建物設置

鉄骨造 3階建/延べ面積約2,500㎡）ほか4棟（総延べ床面積約5,500㎡）

⑤ 建物付帯工事（新設及び増設）

⑥ ユーティリティ（給水・汚水・雨水・電気・通信・給汽）

※上記対象施設に含まれる、庁舎新設（鉄筋コンクリート造 2階建/延べ面積約900㎡（投影面積約400㎡））は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務の追加について、契約締結後に受注者と協議を行う予定

※令和6年度に工事契約まで予定している施設は、庁舎新設（鉄筋コンクリート造 6階建/延べ面積約11,000㎡）。

4 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

(1) 交付期間 令和6年4月1日から令和6年4月22日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp/>

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5 申請書の提出

(1) 提出期間 令和6年4月1日から令和6年4月22日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。ただし、最終日は正午まで。なお、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールによる場合は令和6年4月22日正午までに必着とする。

なお、令和6年4月22日以降も当該案件に係る優先交渉権者の選定日まで随時受け付けるが、優先交渉権者の選定日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 特定建設共同企業体協定書の写し

ウ 防衛省競争参加資格審査申請書提出要領に示す納税証明書（その3）の写し

エ 登録証明書及び防衛省整備計画局施設課長より通知された「資格審査結果通知書」の写し

オ 下記6(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和6年4月1日付支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する説明書の様式第2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする（最大7者）。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」において、経営事項評価数値が1,200点以上で、かつ測量・建設コンサルタント等業務の「建築」において「A、B又はC」の格付けを受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。なお、特定建設工事共同企業体の代表者は、優先交渉権者の選定日までに、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」において「A、B又はC」の格付けを受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員のうち1者は、総合審査数値が「建築一式工事 990点以上」、「土木一式工事 990点以上」、「電気工事 870点以上」、「管工事 870点以上」又は「電気通信工事 870点以上」のいずれかであること（以下「構成員①」という。）。また、特定建設共同企業体の構成員①以外の構成員は、地元企業（北海道内に本店の登記がある企業）であって、総合審査数値が「建築一式工事 830点以上」、「土木一式工事 830点以上」のいずれかであること。

ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、総合審査数値が「建築一式工事 990点以上」又は「土木一式工事 990点以上」のいずれかであること。なお、特定建設共同企業体の代表者以外の構成員は、北海道防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達

（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 上記1に示した案件に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了し

た国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積3,000㎡以上／（1棟当たり）の建物新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものに限る。）。

構成員①は、平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、国内における鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積1,000㎡以上／（1棟当たり）の建物新設工事であって、総合審査数値が「建築一式工事 990点以上」の構成員は建築工事の施工実績、「土木一式工事 990点以上」の構成員は土木工事の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものに限る。）。

構成員①以外の構成員は、平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国内における工事又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請工事で、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設工事であって、総合審査数値が「建築一式工事 830点以上」の構成員は建築工事の施工実績、「土木一式工事 830点以上」の構成員は土木工事の施工実績を有すること。また「電気工事 870点以上」及び「電気通信工事 870点以上」の構成員は同建物新設工事であって、電気工事若しくは電気通信工事のいずれかの施工実績、「管工事 870点以上」の構成員は管工事の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものに限る。）。

イ 建設業法の建築一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事、電気通信工事又は解体工事のいずれかにつき許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。

ウ 建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者及びそれぞれの工種に係る主任技術者をそれぞれ工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、公募型プロポーザル方式に関する説明書5の代表者に求める条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の

格付を受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

8 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

9 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該案件の受注者以外の者であっては、当該案件の請負契約が締結された日までとする。

10 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「札幌（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 建設共同企業体」とする。
- (2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。